

亀田郷地域用水対策協議会・亀田郷環境整備連絡会総会

去る7月21日に亀田郷地域用水対策協議会・亀田郷環境整備連絡会総会が各工区、自治会関係者、行政機関を交えて行われました。総会では平成22年度の活動報告、平成23年度の活動計画が承認され、環境用水利活用事業の成果や丸潟新田再生湿地の取り組みなどの報告が行われました。

総会後には東京大学サステイナビリティ学研究機構特任研究員の大山卓氏より「亀田郷地区における持続可能な社会と太陽光発電実証試験について」と題して基調講演を頂き、現在小松堀排水路で取り組んでいる太陽光発電実証実験や亀田郷地域における持続可能な社会を目指す方向性について紹介がありました。



太陽光発電実証試験を開始

8月1日より、小松堀排水路（江南区長潟地内）の水路溝畔を活用し、太陽光発電の実証試験を開始しました。排水路の南向きの法面に計27枚のパネルを設置し、最大で一般家庭と同程度の4kWを発電します。この実験は、自然エネルギーの有効活用によって、持続可能な社会を目指した農業用施設の活用の可能性を探るもので、東京大学と共同で研究を行っています。設置するパネルは高さを2種類に分け、雑草の生え方も検証します。なお、発電した電気は揚水ポンプの電源として使用するほか、余剰分は東北電力に売電します。

今後は気象と発電効率の関連性や、耐久性、地域住民の意識など様々な検証を実施し、日照時間が少ないとされる新潟でも太陽光発電が可能なことを実証して、将来は各地に広がることを期待しています。



土地改良区からのお願い

組合員資格の資格得喪通知手続について

- ①農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ②売買等で資格が移動した場合
- ③相続、贈与により移動した場合

土地改良区の台帳は組合員からの移動通知により更新されることになっています。手続きを怠りますといつまでも組合費がかかることがあります。

他目的使用について

土地改良区が管理している道路や水路を農業以外に使用する場合、他目的使用契約の締結が必要です。また、使用期間満了後継続して使用する場合は更新手続きが必要となり、使用しない場合は、廃止手続きを行ってください。無断使用の場合は、施設を撤去のうえ改修費用をご負担いただきます。使用料金は下記のとおりです。

ご不明な点がありましたら担当までご連絡ください。

なお、広告看板類は許可しません。

使用料金（5年分）

- | | | |
|-------------|----------------------|---------|
| ① 乗り入れ（橋など） | 1 m ² 当たり | 7,200 円 |
| ② 清化槽排水 | 1 人槽当たり | 1,800 円 |
| ③ その他の | | |

担当 管理課 管理係 TEL 381-7092（直）

決済金について

農地転用するとき決済金がかかります。

田 65万円（千m²当たり） 畦 16.3万円（千m²当たり）

区域内における農地が転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地を耕作している組合員が負担することになり、その過重負担を招くことになります。このようなことが起きないようにするために農地を転用するとき土地改良法に基づき一定額の決済金を徴収し、それぞれの経費に充当していくものであります。

油流出事故防止について

これから季節、水路への油流出事故が増えてきます。油類の漏えいは火災の危険だけでなく、環境悪化など深刻な事態になりかねません。漏えい事故の多くは、給油中のうっかりミスなど身近な所で発生し、少量の漏えいでも油膜は広範囲に広がり回収作業には多額の費用と労力が必要となりますのでご注意をお願いします。誤って油類を漏えいさせてしまった場合、水路に油が流れているのを発見した場合は消防署へご連絡をお願いします。

賦課内訳の添付と内容確認について

平成20年度より組合費賦課金通知書に賦課（土地）内訳書を添付し賦課令書を発送する事になりました。この内訳書により組合員の皆様から年ごとの農地異動を確実に把握していただくことで土地改良区業務の円滑化も可能となります。

なお、内訳書の内容についてご不明な点がございましたら、最寄りの亀田土地改良区出張所までお問い合わせをお願いいたします。